

神崎町長選挙投票日

6月23日(日)

大切な1票
投票するんじゃ！

▶投票できる方

投票できるのは、日本国民で次の要件を満たしている方です。

- ・平成13年6月24日までに生まれた方
- ・平成31年3月17日までに神崎町の住民基本台帳に登録され、引き続き投票日まで町内に住んでいる方

▶投票時間 午前7時～午後8時

▶投票所

投票所	場 所
第1投票所	神崎ふれあいプラザ 集団指導室
第2投票所	米沢小学校体育館



投票日に用事がある方は 期日前投票を！

投票日に仕事や買い物、旅行、冠婚葬祭等の予定があり、投票所に行けない方は、期日前投票を行うことができます。

▶投票期間

6月19日(水)～6月22日(土)

▶投票時間 午前8時30分～午後8時

▶期日前投票所 役場1階小会議室

※投票所入場券をご持参下さい。

▶開票 午後8時45分～ 神崎ふれあいプラザ

▶問合せ 神崎町選挙管理委員会 ☎2111 内線(211)

病院などに入院中の方は不在者投票を

指定病院や老人ホームなどに入院(入所)している方は、施設内で不在者投票ができます。

また、町外滞在中の方は、滞在先の選挙管理委員会で不在者投票ができます。

身体に障害のある方は郵便による投票を

▶郵便による不在者投票ができる方

- ①身体障害者手帳を持っている方のうち
 - ・両下肢、体幹、移動機能の障害が1級または2級の方
 - ・心臓、腎臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸の障害が1級または3級の方
 - ・免疫、肝臓の障害が1級から3級までの方
- ②戦傷病者手帳を持っている方のうち
 - ・両下肢、体幹の障害が特別項症から第2項症までの方
 - ・心臓、腎臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、肝臓の障害が特別項症から第3項症までの方
- ③介護保険の被保険者証に「要介護5」と記載されている方

※郵便による投票をする方は、事前に町選挙管理委員会へ「郵便投票証明書」の交付申請をしてください。

※郵便投票証明書(7年間有効)の交付をすでに受けている方は、投票用紙の交付の申請をしてください。